

小浜市議会
議員報酬および常任委員会のあり方に係る
検討結果報告書
(答申書)

令和6年11月
議会運営委員会

小浜市議会 議員報酬および常任委員会のあり方に係る検討結果報告書
(答申書)

目次

1 はじめに	… 1
2 検討の結果	… 2
(1)議員報酬のあり方について	… 2
委員長等の役職加算の要否	… 2
(2)常任委員会のあり方について	… 2
ア 常任委員会の数	… 2
イ 議長の常任委員会委員への就任の是非	… 2
●2委員会での深掘り審査等の方策について	… 3
(1) 自由討議の実施に関する要綱の制定	… 3
(2) 論点抽出表を用いた論点整理	… 5
(3) 委員会説明資料の配付時期の前倒し	… 5
3 おわりに	… 6
今後も継続して検討を要する課題	… 6
検討の経過一覧	… 7
議会運営委員会の構成	… 8

1 はじめに

議会運営委員会では、令和6年4月24日付けで議長から諮問を受けた「議員報酬および常任委員会のあり方」について、約7か月の間に15回の委員会を開催し、検討を進めてきた。その結果について、以下のとおり答申する。

なお、諮問事項は、前期の議会運営委員会から申し送りを受けたものである。

【諮問事項】

・議員報酬のあり方について

委員長および副委員長の業務量が増加するとともに、役職としての負担が増大している現状を踏まえ、委員長等の役職加算の要否について検討すること。

・常任委員会のあり方について

議会機能を十分に発揮できる常任委員会の体制(委員会の数、委員定数、議長の委員への就任の是非)を検討すること。

(三つある常任委員会のうち、予算決算常任委員会を除く常任委員会(現在は総務民生・産業教育の二つ)の数等について検討すること。)

2 検討の結果

(1) 議員報酬のあり方について

委員長等の役職加算の要否

所管事務調査の活発化に伴い、特に常任委員会※の委員長の負担が増していることは無視できない事実であるが、現段階で役職加算の創設が必要であるとの結論には至らなかった。今後の社会経済情勢に鑑みて、しかるべき時期に報酬月額自体の見直しを議論する中で、併せて役職加算の要否について改めて検討することとする。

(2) 常任委員会のあり方について

ア 常任委員会の数

常任委員会※の数について、現行の2委員会の場合と3委員会にした場合とを比較し、それぞれのメリット・デメリットを踏まえて検討を行った。その結果、今後も2委員会を継続することで合意した。

3委員会にした場合、委員の数が5～6人となり、審査の充実への懸念は大きい。対する2委員会では、審査の深掘りに懸念があるとはいえ、深掘り審査の方策を研究し実践することで補うことが可能であると考えての判断である(後述参照)。

イ 議長の常任委員会委員への就任の是非

議長はその中立性の確保等の観点から常任委員会の委員に就任しない選択肢もあるが、議員定数を17人とした現在、一人でも多くの目で執行機関の監視機能を果たすため、一議員として職責を果たすことに重きを置くべきであるとの意見で一致した。

※ 予算決算常任委員会を除く総務民生・産業教育の二つの常任委員会を指す。

●2委員会での深掘り審査等の方策について

当委員会では令和5年10月、福島県会津若松市議会と岩手県奥州市議会を訪問し、視察研修を実施した。今回、2委員会での深掘り審査の方策を探るに当たり、会津若松市議会の政策サイクルや奥州市議会の議員間討議のガイドラインなどを参考にさせていただいた。委員会審査での質疑の準備段階に行う、論点整理のための論点抽出の手法の研究のほか、本市議会独自の自由討議の運用ルールの作成に向けて検討を行った。

その結果、議員相互間の活発かつ自由な討議を踏まえての深掘り審査により執行機関の監視機能の充実を図るため、自由討議の実施に関する要綱を制定したほか、論点整理のための論点抽出表を作成した。

(1)自由討議の実施に関する要綱の制定

「小浜市議会の自由討議の実施に関する要綱」を令和6年11月5日に制定・施行した。要綱の主な規定内容は、以下のとおりである。

ア 自由討議の目的

議員相互間の活発かつ自由な討議により議論を尽くし、議員全員
の共通認識の醸成および合意形成を図ること。

イ 対象の会議

常任委員会、特別委員会、政策討論会

ウ 対象の議題

市長または議員が提出する議案、市民等が提出する請願または陳
情、所管事務調査等

エ 自由討議の実施手続等

・自由討議は、委員会等[※]の委員または議員の提案申出により実施する。
ただし、委員会で議案等の審査・調査の前に論点・争点を整理するた
めに実施する場合は、提案申出を要しない。

※ 常任委員会、特別委員会および政策討論会をいう。提案申出をする者は、常任委員
会と特別委員会では委員、政策討論会では議員である。

- ・委員会では、委員会に諮って実施の要否を決定する。
政策討論会では、会長を務める議長が実施の要否を決定する。
- ・委員会で自由討議を実施する場合は、質疑の後、討論の前に行い、自由討議後の質疑は原則として行わない。
- ・自由討議を実施する間、執行機関の説明者は同席しない。
- ・委員会審査等における自由討議は、実施手順要領に基づいて実施する。

オ 自由討議の手法

- ・提案申出を行った委員等^{※1}は、自由討議の冒頭に申出の趣旨など必要な事項を説明する。
- ・委員等は、委員長または議長の許可を得てから発言する。
- ・委員等が発言の趣旨を補完する資料を配付する場合は、あらかじめ委員長等^{※2}の許可を得る。

カ 委員長等の進行

- ・自由討議の進行は、委員長等が行う。
- ・委員長等は、委員等が自らの意見・考えを自由に表明することができるよう配慮する。
- ・委員長等は、自由討議の論点・争点を整理することができる。

キ 委員等の留意事項

- ・委員等は、自らの意見・考えを積極的かつ丁寧に述べるとともに、他の委員等の意見にも真摯に耳を傾ける。
- ・委員等は、自由討議の過程で論点・争点を明確にし、議題の合意点の模索に努める。

ク 自由討議の終結

委員長等は、討議が終わったときまたは討議が容易に終結しないと認められるときは、委員会等に諮って終結する。

ケ 自由討議の成果の取扱い

自由討議で合意形成の図られたものは、委員長報告や政策提言など、必要に応じて本会議に反映させる。

コ 自由討議の公開

自由討議は、原則公開する。

※1 常任委員会と特別委員会では委員をいい、政策討論会では議員をいう。

※2 常任委員会と特別委員会では委員長をいい、政策討論会では議長をいう。

(2)論点抽出表を用いた論点整理

委員会審査・分科会調査※における深掘りを図ることを目的に、自由討議を活発化するとともに、論点の整理および明確化を促すために用いるツールとして、論点抽出表を新たに導入することにした。

論点抽出表は、本市の総合計画の基本計画における位置付けに基づいて論点を整理し記載するもので、「政策・施策に関する考察」「政策・施策に関する各種情報(個別計画、条例・規則、常任委員会等の調査研究成果等)」「事業に関する論点」「質疑により明らかにすべき事項」などの項目から成る。

審査・調査の前に、各議員は当該の表の項目に沿って課題・論点の洗い出し作業を行う。各議員が記載した表を持ち寄り、自由討議を実施する。自由討議を経て合意できたものを1枚の表に取りまとめる。論点抽出表に基づいた質疑を誰がするのかを決めておき、委員会審査・分科会調査に臨む。

論点抽出表を用いた論点整理については、初めての試みであるため、当面は試行的に実施する中で議員の習熟を図るとともに、適宜必要な見直しをしながら進める。今後の方針としては、令和7年6月定例会を目的に、本格的な実施に移行する予定としている。

(3)委員会説明資料の配付時期の前倒し

本市議会では、予算議案に係る委員会審査に当たり、執行機関から、議案書の説明を補足する委員会説明資料の提出を受けている。

議員それぞれが当該資料を熟読し、課題・論点の洗い出しを行う時間を十分に確保するため、委員会説明資料の議員への配付時期を、令和6年9月定例会から、これまでよりも4日程度前倒しして配付するように変更した。

※ 予算議案については、予算決算常任委員会の中に総務民生・産業教育の二つの分科会を設置し、分科会でそれぞれの所管に属する事業の調査を行っている。条例その他議案や請願・陳情は、総務民生・産業教育の各常任委員会で審査を行っている。

3 おわりに

小浜市議会基本条例第3条第1項には、「議会の議決または、運営について、その経緯および理由等の説明責任を果たし」と定めている。言うまでもなく、議会は「言論の府」であり、合議制の機関である。多様な市民の意見を基に議員相互間の自由討議により議論を尽くした上で合意形成を図るよう努めるとともに、市民に対する説明責任を果たさなければならない。

そのために議会は、自由討議の活用により、委員会審査を充実させる必要がある。また、前述したような討議体制の整備にとどまらず、試行錯誤しながら繰り返し実践することが重要である。さらに、個々の議員は、議案の審査・調査に係る論点を整理する過程で必要となる調査・研究を行うことにより、その資質向上を図ることが求められている。

本市議会ではこれまで、議会機能の更なる強化に向けて、様々な議会改革に積極的に取り組んできた。地方分権の進展により地方公共団体の自己決定権が拡大される中で、二元代表制の一翼を担う議会が果たすべき役割はますます重要性を増している。今後も引き続き改革に取り組む必要があることを確認し、議会運営委員会の答申とする。

■今後も継続して検討を要する課題

前述したように、委員長等の役職加算の要否については、今後の社会経済情勢に鑑みて、適切な時期に報酬月額自体の見直しを議論する中で、併せて再度検討することとする。

○検討の経過一覧

開催期日	協議事項など
令和6年 4月24日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ■議長からの諮問について 「議員報酬および常任委員会のあり方について」 ■協議スケジュールについて
令和6年 5月 9日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ■常任委員会数について 議長の委員への就任の是非について
令和6年 5月17日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ■議員報酬について 委員長等の役職加算の要否について
令和6年 5月29日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ■議員報酬について 委員長等の役職加算の要否について
令和6年 6月17日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ■常任委員会について 2委員会での深掘り審査等の方策について
令和6年 7月 5日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ■常任委員会について 2委員会での深掘り審査等の方策について
令和6年 7月26日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ■議員間討議について ガイドラインの作成について
令和6年 8月 7日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ■常任委員会の数、委員長等の役職加算に係る検討結果について(取りまとめ) ■議員間討議のガイドラインの作成について
令和6年 8月19日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ■常任委員会の数、委員長等の役職加算に係る検討結果について(取りまとめ) ■議員間討議のガイドラインの作成について
令和6年 9月 4日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ■議員間討議のガイドラインの作成について
令和6年 9月12日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ■常任委員会・分科会における審査・調査の進め方について
令和6年10月 3日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ■常任委員会・分科会における審査・調査の進め方について
令和6年10月21日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ■常任委員会・分科会における審査・調査の進め方について ■自由討議の実施に関する要綱(案)について

開催期日	協議事項など
令和6年10月30日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ■常任委員会・分科会における審査・調査の進め方について ■自由討議の実施に関する要綱(案)について ■論点抽出表について
令和6年11月18日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ■議長への答申(案)について

○議会運営委員会の構成

委員長 富永 芳夫
 副委員長 今井 伸治
 委員 下中 雅之 小澤 長純 竹本 雅之 東野 浩和
 オブザーバー 藤田 靖人(議長) 牧岡 輝雄(副議長)



委員会での協議の様子